

なすしおばら

広報

2006
9.20
No.42



青色回転灯パトロール隊出発式

児童生徒を不審者から守るため、公用車に青色回転灯を付けて巡回するパトロール隊の出発式が、8月28日(月)に本庁正面玄関前で行われました。式では、栗川市長が「児童生徒の安全確保に尽力してほしい」と訓示。

那須塩原署員の講習を受け「パトロール実施者証」を取得した職員が、オレンジ色のチョッキを着て2人1組で、市内35小中学校区の通学路や危険箇所を下校時間帯を中心に巡回しています。

青色回転灯は目立つので、防犯意識の啓発や不審者に対する抑止効果などが期待されています。

CONTENTS[もくじ]

- まちづくり次世代ワークショップ研究報告会……2 p
- 職員の任用状況や給与の仕組みと支給状況……6 p
- 塩原温泉開湯1200年記念祭……12 p
- くらしの情報……16 p
- 10月の相談……21 p
- タウントピックス……22 p
- イベント情報……24 p
- 10月の保健……26 p
- ちょっと発見/ちびっ子スナップ……32 p



まちづくり次世代ワークショップの研究報告会を開催

市内10校の中学生40人が研究報告会

当日は多くの皆さんに参加いただき、ありがとうございました



研究経過

1回目 7月31日(月)	
午前	● 旗上げ方式 アンケート ※1
午後	● 他己紹介 ※2

2回目 8月7日(月)	
午前	● KJ法 ※3 を用い研究テーマの現状と課題を整理
午後	● まちづくりの研究報告原案作成

3回目 8月20日(日)	
午前	● 研究報告会のリハーサル
午後	● 研究報告会

※1 色違いの5本の番号札を使い、ワークショップ参加の動機などをアンケート

※2 2人1組になり氏名や趣味、ニックネーム、現在関心を持っていることなどをお互い聞いた後、相手のことを皆に紹介する

※3 カードに思いついた事を記入し、似たようなニュアンスのカードごとに分類・グループ化することにより、テーマの解決に役立つヒントやひらめきを生み出す発想法

問い合わせ
企画情報課企画係
☎ 0287(62)7106

新しいまちづくりの指針となる「那須塩原市総合計画」の策定に向け、市では将来を担う若者の意見を計画づくりの参考とするため、ワークショップを開催しました。

このワークショップには、市内十校の中学生計四十人が参加。七つのテーマについて、三回にわたり、その現状と課題や、理想とするまち、課題の解決策などについて討議を行い、その研究成果を8月20日(日)に西那須野支所で発表しました。

※詳しくは、ホームページまたは、各窓口(企画情報課、西那須野支所総務課、塩原支所総務課)でご覧ください。

1班 「自然と共生するまちづくり」

- ◆研究テーマ 自然との共生を目指して
- ◆班員 竹内 聖さん(厚崎中3年)
和久井 幸二さん(黒磯中3年)
三枝 未佳さん(日新中3年)
佐藤 真美さん(三島中3年)
小沼 明広さん(西那須野中3年)
小林 優希さん(塩原中3年)

◆理想とするまち

- ・ホテルがたくさん生息できるようなまち
- ・リサイクルが活発なまち
- ・皆が自然に興味や関心をもつまち
- ・自然と開発のバランスが取れたまち

◆理想とするまちの実現には

- ・自然について学ぶ機会を多く設ける
- ・ホテルが生息できる環境を創る
- ・これ以上森林を伐採せず、守り増やしていく
- ・開発する地域としない地域を分ける
- ・リサイクルを活発にする
- ・公共の場に巣箱を作る



《行政が担うべき役割》

土地利用の考え方や開発のあり方などについて、人と自然が共生できるような方向性を示す

《市民が取り組むべき役割》

リサイクルの推進や、ポイ捨てをしないなど、自分たちでも出来るようなことをする



研究報告会の様子



2班 研究ジャンル 「快適で潤いのあるまちづくり」

- ◆研究テーマ 安心して暮らせるまちづくり
- ◆班員 木村 辰也さん (黒磯中3年)
藤中 亮太さん (厚崎中3年)
岡田 和花さん (東那須野中2年)
鈴木 琴絵さん (高林中1年)
益子 由梨恵さん (三島中3年)
渡邊 吉洋さん (塩原中3年)

◆理想とするまち

- ・子供を守るまち
- ・安定した家庭づくりができるまち
- ・みんなが規則を守るまち

◆理想とするまちの実現には

- ・子供が自己防衛できるようにする「私は大丈夫だ」という考えは厳禁
- ・街灯の設置を増やす
- ・口車に乗せられないようにする
- ・周りの大人や友達が注意する
- ・ポスターで呼びかける
- ・防犯カメラを設置する
- ・不要な塀や生垣を取り除く
- ・歩道橋を増やす
- ・「あんしんの家」を増やす
- ・警察のパトロールを強化する
- ・地域ぐるみの行事を増やして地域の親交を深める



《行政が担うべき役割》

市民の防犯意識を高めるように促す
防犯設備を整える

《市民が取り組むべき役割》

一人一人が防犯への意識を高める

3班 研究ジャンル 「健やかで安心して暮らせるまちづくり」

- ◆研究テーマ このまちの保育施設について
- ◆班員 高根沢 望さん (黒磯中3年)
時庭 祐子さん (黒磯北中3年)
藤田 実咲さん (日新中2年)
内田 耕暉さん (高林中1年)
植木 宜仁さん (西那須野中3年)
諏訪 良子さん (塩原中3年)

◆理想とするまち

- ・待機児をつくらないまち
- ・過ごしやすいまち
- ・安全な保育環境が整っているまち
- ・市民が保育に関心をもつまち

◆理想とするまちの実現には

- ・保育施設の増設
- ・子供の遊び場の充実
- ・思いやりのある保育士の育成
- ・保育関係の予算の見直し



《行政が担うべき役割》

保育関係の基準の見直し

《市民が取り組むべき役割》

保育に対し関心をもち協力する心を持つ





4班 研究ジャンル 「安全で便利なまちづくり」

- ◆研究テーマ 交通整備
- ◆班員 松本 潔さん（黒磯北中3年）
伊藤 万葉さん（厚崎中3年）
月井 ゆかりさん（高林中1年）
石崎 隆太さん（三島中3年）
大島 由貴さん（西那須野中3年）
相馬 芳彦さん（箒根中3年）

◆理想とするまち

- ・歩道と道路などのバリアフリー化が進んだまち
- ・歩道と道路が充実した安全なまち
- ・時差式信号と右折レーンが充実したまち
- ・障害者にやさしいまち（横断歩道の音楽と点字ブロックを充実する）
- ・全ての道路を舗装し、広くしたまち

◆理想とするまちの実現には

- ・歩道の段差を減らす
- ・パブリックコメント（市民の意見）を多く取り入れる
- ・まちで非健常者の気持ちを考えられる行事を設ける
- ・広い交差点には右折レーンを設ける
- ・見通しを良くするため、明るくする
- ・建設コストの削減について考える



《行政が担うべき役割》

日常的に感じる不備などを提案していく
バリアフリーについても、考えて促進させていく
県や国と連携する

《市民が取り組むべき役割》

交通マナーを守る
交通安全などに理解を示し、協力する

5班 研究ジャンル 「活力を創出するまちづくり」

- ◆研究テーマ 観光地の活性化のために
- ◆班員 鈴木 美香さん（黒磯中3年）
池田 怜美さん（黒磯北中3年）
小泉 拓也さん（日新中2年）
鈴木 義弘さん（東那須野中3年）
江連 哲さん（箒根中3年）
田代 和之さん（塩原中3年）

◆理想とするまち

- ・温泉と自然を生かしたテーマパークがあるまち
- ・宿泊場所の充実したまち
- ・自然を利用し、都会にはないスポットがあるまち

◆理想とするまちの実現には

- ・巻狩グッズをつくり、PRを図る
- ・人が読みたくなるようなパンフレットを配る
- ・CMを流す
- ・市のキャラクターを募集
- ・特産物を利用した食べ物を考える
- ・牛のショーを開催する
- ・駅やIC周辺にインパクトのある宣伝材料を置き、活性化させる
- ・自分の地域のいい所をもっと知るべきだ



《行政が担うべき役割》

交通機関の整備
観光地の発展
イベントの開催
PR（CM、パンフレット）
市のキャラクター募集

《市民が取り組むべき役割》

祭りやイベント（牛のショー）の開催
オリジナル食品の制作



7班

研究ジャンル

「創意と協働によるまちづくり」

◆研究テーマ 駅前商店街を救うためには！

- ◆班員 田崎 裕大さん（黒磯北中3年）
 西村 知之さん（日新中3年）
 鹿田 直矢さん（東那須野中3年）
 茅野 史香さん（西那須野中3年）
 印南 ちひろさん（箒根中3年）

◆理想とするまち

- ・商店街が活気づくまち
- ・品揃えが豊富なまち
- ・市民どうしてのふれあいがあるまち

◆理想とするまちの実現には

- ・市と市民の意識改革をすべき
- ・再興と環境の整備をすべき
- ・優待券の発行をすべき
- ・市と市民による活動のアピールをすべき
- ・市民による市民のためのイベントの開催



《行政が担うべき役割》

再興と環境の整備

《市民が取り組むべき役割》

積極的な参加意識の向上

タウンウォッチングでは、なじみ
庵でまちづくりの現状を視察



6班

研究ジャンル

「豊かな心と文化を育むまちづくり」

◆研究テーマ スポーツを盛んにするには？

- ◆班員 菊池 英里さん（厚崎中3年）
 海老沼 茜さん（東那須野中2年）
 井岡 良介さん（高林中1年）
 菊池 貴文さん（三島中3年）
 室井 美里さん（箒根中3年）

◆理想とするまち

- ・市民がスポーツで交流を深めて、スポーツが盛んなまち
- ・市からの情報を市民がきちんと受け取りスポーツを通して分かり合えるまち
- ・スポーツが盛んで、健康的なまち
- ・スポーツが盛んで市民が健康なまち

◆理想とするまちの実現には

- ・スポーツのキャッチフレーズを考える
- ・スポーツ用具をもっと多くする
- ・スポーツの行事を増やす
- ・割引、回数券などを配る
- ・小さい子のための大会をつくる



《行政が担うべき役割》

市民が楽しめる行事をもっとふやす

《市民が取り組むべき役割》

市のスポーツ行事に積極的に参加する

渡辺教育長から教育の現状と課題
について、説明を受けている様子



研究発表について講評を述べる市長



発表後の記念撮影

職員の任用状況や給与の仕組みと支給状況

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任用状況（平成17年度中採用試験による採用者数）

区 分	一般事務
採用者数	19人

(2) 職員の退職者数（平成17年度中）

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職
退職者数	11人	9人	3人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分	部 門	平成 17年度	平成 18年度	対前年増減数 (無印は増、▲は減)	主な増減理由
一般行政	議 会	8人	8人	0人	
	総務企画	157人	154人	▲3人	国勢調査事業終了による減など
	税 務	58人	61人	3人	収税スタッフ増など
	民 生	188人	191人	3人	保育所調理員配置など
	衛 生	70人	71人	1人	廃棄物処理計画担当設置など
	労 働	2人	3人	1人	シルバー人材センター派遣増
	農 林	44人	47人	3人	堆肥センター開設など
	商 工	27人	23人	▲4人	中心市街地活性化事業の土木部門への移管など
	土 木	89人	96人	7人	特定行政庁開設および中心市街地活性化事業の商工部門からの移管など
	小計(1)	643人	654人	11人	[類似団体の職員数 641人]
特別行政	教 育	204人	193人	▲11人	指定管理者制度導入によるスポーツセンター職員の減および小中学校用務員の臨時職員化など
	小計(2)	204人	193人	▲11人	[類似団体の職員数 239人]
普通会計 [(1)+(2)]		847人	847人	0人	[類似団体の職員数 880人]
公営企業 等会計	水 道	35人	35人	0人	
	下 水 道	26人	24人	▲2人	組織機構改革による減
	そ の 他	42人	43人	1人	介護保険事業スタッフ増など
	小 計	103人	102人	▲1人	
合 計		950人 [962人]	949人 [962人]	▲1人 [0人]	

「那須塩原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用状況や離職の給与の仕組み、各種休暇や職員についてお知らせします。

■問い合わせ

本庁（黒磯）総務課人事研修係
☎0287(62)7176

注1 職員数は、一般職に属する職員数であり、市長、助役、収入役、特別地方公共団体への派遣職員は含みません。

注2 []内は、条例定数の合計です。

注3 類似団体の職員数は、平成17年4月1日現在の「類似団体別職員数の状況（総務省自治行政局公務員部給与能率推進室）」より算出しています。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	21人	88人	93人	117人	81人	64人	54人	161人	152人	116人	1人	949人

(5) 定員適正化計画の数値目標および進捗状況（平成18年4月1日現在）

① 定員適正化数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	平成22年4月1日現在職員数
平成17年度	平成21年度	904人

② 定員適正化計画の年次別進捗状況

期日		H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1
職員数	目標	—	951人	950人	938人	927人	904人
	実績	950人	951人	—	—	—	—

注 H18.4.1の職員数実績欄の951人には、栃木県からの派遣職員2人を含みます。

2 職員の給与などの状況

① 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成17年3月31日現在)	歳出額(千円) (A)	実質収支 (千円)	人件費(千円) (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 平成15年度 の人件費率
平成16年度	113,888人	45,118,342	1,332,320	7,528,700	16.7%	19.3%

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A) (人)	給与費(千円)				1人当たりの給与額 (B/A) (千円)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
平成18年度	893	3,623,561	701,102	1,469,435	5,794,098	6,488

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 給与費は当初予算に計上された額です。

② 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.2歳	353,000円	408,200円
技能労務職	47.8歳	302,400円	325,900円

注1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

注2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		那 須 塩 原 市	
		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	159,700円	183,800円
	高校卒	138,400円	148,000円
技能労務職	高校卒	135,600円	145,100円
	中学卒	120,200円	127,700円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成18年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,100円	320,100円	381,000円
	高校卒	205,000円	268,500円	327,500円
技能労務職	高校卒	219,200円	260,900円	304,700円
	中学卒	193,300円	236,900円	275,900円

③ 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
職 名	参 事	副参事	主 幹 副主幹	副主幹	主 査	主 任	主 事 技 師	主 事 技 師	主 事 技 師
職員数	17人	65人	139人	128人	73人	78人	39人	52人	13人
構成比	2.8%	10.8%	23.0%	21.2%	12.1%	12.9%	6.5%	8.6%	2.1%

注 那須塩原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

④ 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成18年4月1日現在）

区 分	6月期	12月期	計
期末手当	1.4カ月分	1.6カ月分	3.0カ月分
勤勉手当	0.725カ月分	0.725カ月分	1.45カ月分
職務上の段階、職務の級などによる加算措置有			

(2) 退職手当（平成18年4月1日現在）

退職事由	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00カ月分	27.30カ月分
勤続25年	33.75カ月分	42.12カ月分
勤続35年	47.50カ月分	59.28カ月分
最高限度額	59.28カ月分	59.28カ月分
1人当たり平均支給額	2,051千円	25,466千円

注 1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

手当の種類（手当数）		11種類
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	塵芥処理作業手当 日額400円
	多くの職員に支給されている手当	危険不快作業手当 日額300～500円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成16年度決算）	280,229千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	304千円

(5) その他の手当（平成18年4月1日現在）

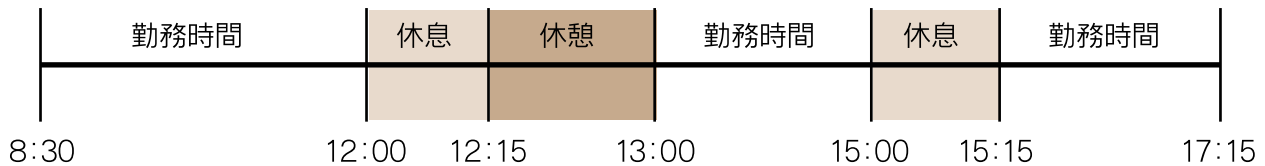
手 当 名	内 容 お よ び 支 給 単 価
扶養手当(月額)	配偶者13,000円、扶養親族2人まで6,000円、扶養親族3人以降5,000円
住居手当(月額)	・持ち家 新築または購入の日から5年間 2,500円 ・借家、借間 家賃23,000円以下 家賃から12,000円を控除した額 家賃23,000円以上 家賃から23,000円を控除した額の2分の1に11,000円を加算した額(27,000円限度)
通勤手当(月額)	通勤のため自家用車などを使用する職員 通勤距離片道2キロメートル以上の職員に、通勤距離に応じ2,000円から24,500円を支給 交通機関を利用する職員 55,000円以下について通勤費相当額
管理職手当(月額)	部 長 給料月額の16% 参 事 同 14% 課 長 同 13・12% 副参事 同 11% 主幹・施設長 同 10%
休日勤務手当	祝日に勤務を命ぜられて8時間に満たない勤務をした場合 1時間当たりの給与額の100分の135
宿日直手当	週休日、祝日の日直者に 1日直4,200円を支給
寒冷地手当(月額)	塩原地区および公署指定施設に勤務する職員に11月から3月の間支給 世帯主である職員で扶養親族のある職員 17,800円 世帯主である職員で扶養親族のない職員 10,200円 その他の職員 7,360円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急のため、週休日または祝日に勤務した場合に支給 管理職手当16・14%の職員 1回 8,000円 管理職手当13・12%の職員 1回 6,000円 管理職手当11・10%の職員 1回 4,000円

3 特別職の報酬などの状況

(平成18年4月1日現在)

報酬月額				期末手当	
市 長	960,000円	議 長	480,000円	(平成18年度支給割合) 3.35カ月分	
助 役	755,000円	副議長	390,000円		
収入役	695,000円	議 員	355,000円		
退職手当		算定方式		支給時期	
市 長		給料月額×5.5÷12×在職月数		任期ごとに支給	
助 役		給料月額×3.3÷12×在職月数			
収入役		給料月額×3.1÷12×在職月数			

4 勤務時間の状況



- 勤務時間 8時間勤務（午前8時30分～午後5時15分）
- 休憩 午後0時15分～1時
- 休息 正午～午後0時15分、午後3時～3時15分

5 休暇の状況

(1) 年次有給休暇取得状況（平成17年度）

- 平均取得日数 10.6日 取得率 27.1%

注 市長部局の一般職に属する職員（中途退職者、育児休暇取得者などを除く）

(2) 休暇の種類

- 年次有給休暇 一年度につき20日間与えられる休暇
（前年度からの繰り越しを含めて、一年度につき40日間を限度）
- 病気休暇 疾病・負傷で療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇
（期間は180日以内）
- 特別休暇 結婚、出産、ボランティア、忌引、夏季休暇など特別の事由により勤務しないことが相当と認められる場合の休暇（期間はそれぞれ条例で定められた日数、期間）
- 介護休暇 配偶者、父母、子、配偶者の父母などの負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護のために勤務しないことが相当と認められる場合の休暇
（期間は6カ月以内）
- 組合休暇 労働組合の業務または活動に従事するために認められる休暇（期間は1年につき30日以内）

(3) 育児休業の取得状況（平成17年度中に新たに取得したもの）

- 育児休業 女性職員 16人 男性職員 なし

6 職員の分限状況および懲戒処分状況

(1) 分限処分（平成17年度）

- 分限処分の状況………退職処分 3人（いずれも心身の故障による）
地方公務員法規定に基づき職員に対し降任、免職および退職の処分を行うものです。

(2) 懲戒処分（平成17年度）

- 懲戒処分の状況………減給 1人
地方公務員法規定に基づき職員に対し戒告、減給、停職および免職の処分を行うものです。

7 営利企業などの従事の状況

平成17年度中の許可件数は、下表のとおりです

区 分	件 数
消防団員	4件
調査関係	124件
不動産	1件
地区役員	4件
計	133件

8 職員の研修の実施状況

平成17年度中の受講者数は、下表のとおりです

区 分	受講者数
那須地区広域行政事務組合による共同研修	280人
栃木県市町村研修協議会研修	75人
日本経営協会研修	10人
市町村アカデミー研修	3人
計	368人

9 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策（平成17年度受診者数）

区 分	対象者	受診者数
定期健康診断	全職員（臨時職員含む）	802人
人間ドック	35歳以上の職員	341人
脳検診	30歳以上の職員	139人
メンタルヘルスカウンセリング	全職員	30人
メンタルヘルス セミナー	全職員	114人

(2) 災害補償の実施状況

地方公務員公務災害補償基金に加入しており、平成17年度中2件が公務災害として認定されています。

10 勤務状況に関する措置の要求の状況

平成17年度中に新たな措置要求はありませんでした。

地方公務員法で職員は、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、公平委員会に市から適当な措置が執られるべきことを要求することができることになっています。

11 不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成17年度中に新たな不服申し立てはありませんでした。

地方公務員法で職員は、その意に反して不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申し立て（審査請求または異議申し立て）をすることができることになっています。

12 職員からの苦情処理の状況

平成17年度中に新たな苦情処理はありませんでした。

地方公務員法で公平委員会は、勤務条件などに関する職員の苦情を処理することになっています。



塩原温泉開湯1200年 記念祭



10/8 前夜祭

16:00~20:00

10/9 本祭

11:00~21:00

古式湯まつり平安絵巻

会場●逆杉↔湯っ歩の里(400号上り)
16:00~17:00

古式湯まつり

塩原温泉が発見されたと伝えられる元湯温泉から湯を汲み、塩原八幡神社から湯っ歩の里特設会場まで練り歩き、各地区の代表者に分湯式を行う。

平安絵巻

1200年前の平安時代をきらびやかな衣裳で再現し練り歩く。

歩行者天国会場

会場●交番↔やしお橋13:00~20:00

『日本の音』の祭典 邦楽ストリートコンサート

①13:00~15:00 ②19:00~20:00

会場 **い** 吉田佳子 WARAKU T.C.GROOVE

会場 **ろ** 男塾

会場 **は** 琴・心花 Kokohana

会場 **に** SO-LAB(ソーラボ)

会場 **ほ** Aleatoric

塩原うまいもの屋台村

会場 **ろ** **に** **ほ** 13:00~20:00

かつぼれ

会場 **い** → **ほ** 15:00~16:00

伝統芸能「梅后流江戸芸かつぼれ」
総勢100人による大パレード。

湯っ歩の里会場

会場●湯っ歩の里 17:00~20:00

分湯式

会場 **ほ** 17:00~17:40

各地区から代表者が湯っ歩の里に集合し、御神湯の分湯を受ける。分湯された温泉は各地区の温泉神社に奉納される。

巫女舞

会場 **ほ** 17:40~18:00

巫女による幻想的な舞を披露。

平安舞

会場 **ほ** 18:00~18:30

源氏物語の一部を琵琶の語りと舞う。

舞い手●大蔵滝光

琵琶演奏者●岩佐鶴文

江戸里大神楽

会場 **ほ** 18:30~19:30

江戸里神楽土師流第四代目家元で重要無形文化財・松本源之助社中7人による獅子舞、祭り囃子。

湯っ歩の里会場

会場●湯っ歩の里 11:00~13:00

塩原温泉開湯1200年『記念式典』

会場 **ほ** 11:00~12:00

歩行者天国会場

会場●交番↔やしお橋13:00~20:00

地元太鼓の競演

会場 **い** ①13:00~13:30 ②14:30~15:00

黒磯巻狩太鼓

会場 **ろ** ①13:30~14:00 ②15:00~15:30

那須野ヶ原疏水太鼓

会場 **ほ** ①12:30~13:00 ②14:00~14:30

流響塩原太鼓

温泉まつり山車の運行

温泉街各地区移動 16:00~20:00

流しおどり

会場●交番→湯っ歩の里 14:00~15:30

神輿の練り歩き

会場●温泉街各地区移動 16:00~20:00

塩原うまいもの屋台村

会場 **ろ** **に** **ほ** 13:00~21:00

文化会館会場

邦楽コンテストイン塩原

会場●塩原文化会館大ホール

13:00~14:00

シャトルバス運行:湯っ歩の里↔文化会館

和の響フェスティバル

会場●塩原文化会館大ホール

開場16:00 開演16:30~

入場料:大人/当日1,200円

前売1,000円

子供(小中学生)/当日600円

前売500円

司会●NHKアナウンサー 葛西聖司

■オープニング

■舞踊:「長唄」連獅子

立方●市山松扇・市山扇の丞

長唄・三味線●稀音家六綾社中

鳴物●望月左太郎社中

■邦楽「聖会」 曲目・緑かがやく

尺八●福田輝久

三味線●杵屋子邦

琴●丸田美紀

■邦楽コンテスト表彰式

■邦楽コンテスト優秀者演奏

休憩

■春風亭小朝オンステージ

落語&ロック三味線/KOASA連中

い JRバスターミナル

ろ 塩原もの語り館

は ホテルニュー塩原
湯仙峡前

に 那須塩原市
塩原支所前

ほ 湯っ歩の里

位置は、左のページで確認してください。

会場案内図

イベント会場

- JRバスターミナル
- 塩原もの語り館
- ホテルニュー塩原湯仙峡前
- 塩原支所前
- 湯っ歩の里
- 塩原文化会館

問い合わせ

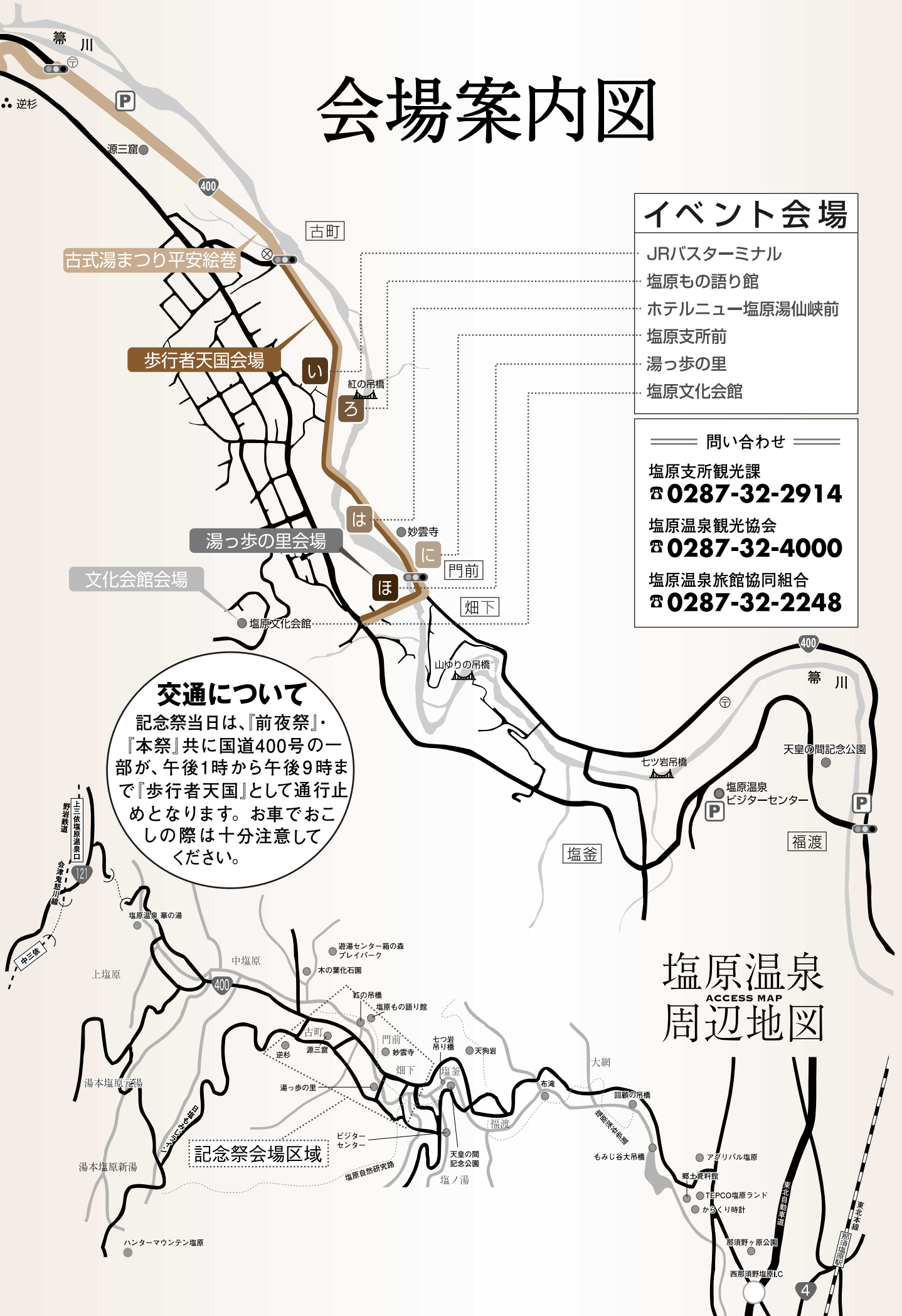
塩原支所観光課
☎ **0287-32-2914**

塩原温泉観光協会
☎ **0287-32-4000**

塩原温泉旅館協同組合
☎ **0287-32-2248**

交通について

記念祭当日は、『前夜祭』・『本祭』共に国道400号の一部が、午後1時から午後9時まで『歩行者天国』として通行止めとなります。お車でこしの際は十分注意してください。



塩原温泉 ACCESS MAP 周辺地図

パロマ工業(株)の ガス瞬間湯沸器事故に便乗した 悪質な訪問販売に注意!

パロマ工業(株)が、昭和55年から平成元年7月までに製造した屋内設置型ガス瞬間湯沸器が原因とされる一酸化炭素中毒事故が発生しました。

これにより、パロマ工業(株)やガス事業者が該当製品の無償点検および回収を実施しています。

この事故に乗じた悪質な訪問販売などが発生するおそれがあるので注意してください。

1. 社員証などを必ず確認する

パロマ工業(株)やガス事業者から派遣されて点検などを行う作業員は、社員証や資格証を携帯して、利用者宅に出向くことになっていますので、「瞬間湯沸器の点検などをします」と訪問して来た人がいたら、社員証などを必ず確認してください。

2. 考えられる不当な行為

パロマ工業(株)は“問題のある製品を無償で新製品と交換する”としているので、有料で点検や交換をするという業者には注意が必要です。しつこく新製品の買い替えを勧める業者にも注意してください。

3. 契約後、8日間はクーリングオフができます

訪問販売や電話勧誘販売では、契約後8日間はクーリングオフ(申し込みの撤回、契約の解除)ができます。

また、事実と異なる説明を受けて、誤認して契約をしてしまった場合は、8日間経過後でも、購入契約を取り消すことができます。

その他、不審な点がありましたら、消費生活センターまで相談してください。

消費生活センター ☎ 0287(63)7900

(開設時間：平日の午前8時30分～午後5時)

※消費生活センターは「消費者個人」と「事業者」との間のトラブルに関する相談を受け付けている機関です。

10月1日から

国民健康保険の

保険証(被保険者証)

が新しくなります

現在の保険証は、9月30日
で有効期限が切れます。

新しい保険証は、9月末に
各世帯に送付します。10
月1日からは、新しい保険証
を使用してください。

◆保険証使用の注意事項

・病院などにかかるときは、
必ず新しい保険証を窓口に
提出する。

・古い保険証は本庁、各支所、
簿根出張所の担当係に返す。

・病院などに預けたままにし
ないで必ず自分で保管する。

・他人に貸したり、借りたり
しない。

◆問い合わせ
本庁(黒磯)保健課国民健康
保険係

☎ 0287(62)7129

西那須野支所保健課国民健
康保険係

☎ 0287(36)1111
内線135

塩原支所市民保健課国保年
金係

☎ 0287(32)2988

映画『少年記』の出演者

(主人公オサムと友達

役)を募集します

この映画は平成10年に公開
された「オサムの朝」の続編
で、昭和30年代初頭の那須地
域が舞台になっています。

原作は少年時代を本市内で
過ごした森詠氏の小説「少年
記オサム14歳」で、映画の公
開は平成20年の夏を予定して
います。

◆応募資格

十三〜十五歳の男女(もし
くは中学二年生に見える人)

※男性：坊主頭になれる人

※女性：おかつぱ頭になれる
人

◆必要書類

市販の履歴書(保護者の署
名が必要)、写真(全身
と胸上 各一枚)、80円切手
一枚、返信用封筒(住所・
氏名を記入したもの)

◆応募締切日

10月31日(火)(必着)

※書類選考あり

◆オーディション期日

11月(詳しくは書類選考通
過者に通知します)

◆オーディション会場

那須地区広域行政事務組合
(沼野田和439番地)

◆撮影時期

①平成19年2月中旬の四〜五
日間

②平成19年4〜5月で、この
間の三〜四日間

③平成19年7月25日〜8月31
日の間の二週間程度

◆申し込み・問い合わせ

パワー・ゲイト・エンター
イメント(株)

〒162-0065

東京都新宿区住吉町8-16

野村ビルディング曙橋5F
☎ 03(5367)3591

「秋の交通安全市民総ぐるみ運動」実施

9月21日(木)～30日(土)までの10日間

この運動を機会に、交通の場面に潜む事故のさまざまな危険について、家族みんなで考え、話し合い、市民一人一人の心がけで交通事故を防止しましょう。

■運動の基本

▶高齢者の交通事故防止

～お年寄り 見たら減速 最徐行～

高齢者本人の自覚とともに、家族ぐるみ・地域ぐるみで考え、気を配り「高齢者に優しい交通社会」をつくりましょう。

交通死亡事故が多発しています!!

市内では、11人の人が交通事故で尊い命を落としています。(9月7日現在)

市民一人一人が交通ルールを守り、悲惨な交通事故を無くしましょう。

■運動の重点

- 1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止(特に、子どもと高齢者を中心として)
歩行者・自転車は反射材を使用し、自己の存在を自動車に示しましょう。
運転者は前照灯を早めに点灯しましょう。
- 2 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の追放
飲酒運転の反社会性・事故責任の重大性を認識し、「飲んだら乗るな」「乗るなら飲むな」を徹底しましょう。

シートベルト着用促進「ステップアップ作戦」実施

県内一斉 9月～10月の2カ月間

全席、全員シートベルトの着用を

平成17年中の県内四輪車乗用中の事故死亡者88人中シートベルトの非着用は53人(59.6%)となっており、この内14人(26.4%)はシートベルトを着用していれば命が助かったと推定されています。

このように、シートベルトとチャイルドシートを着用することによって死亡事故の抑止を図ることができます。

シートベルトは、出発前に正しく着用することを習慣づけ、運転者が着用するのはもちろん、助手席や後部座席の同乗者にも必ず着用させましょう。

また、チャイルドシートは、子どもの体格にあったものを選び、正しく使用しましょう。

～乗ったなら 前も後ろも すぐベルト～

■正しい着用方法

- ▶ベルトにねじれや緩みがないようにする。
- ▶肩ベルトは首にかからないようにして胸の中央部にあてる。
- ▶腰ベルトは、腹部を避けて腰骨の位置にしっかり巻きつける。
- ▶バックルは、カチッと音がするまで確実に金具を差し込む。
- ▶背もたれはできるだけ垂直に立て、背中を密着させて座る。
- ▶ヘッドレストの中央部が目と耳を結んだ線の延長に来るように高さを調整する。



栃木県交通災害共済制度は平成18年9月30日で廃止

◆廃止の理由

共済加入者の減少が著しいことから、県では平成16年度に制度のあり方について検討を行いました。今後とも加入者の減少が継続することが見込まれ財政の悪化が予測されること、民間保険などが充実し県が直接この事業を運営していく必要性が薄れていると考えられることなどが廃止の理由です。

◆見舞金の請求について

現在加入している人が、平成18年9月30日までに交通事故にあった場合の見舞金請求の取り扱いは、これまでと同様に行います。

なお、交通災害共済見舞金を請求できる期間は、交通事故にあった日の翌日から2年間ですので注意してください。

◆問い合わせ

本庁(黒磯)生活課交通防犯係
西那須野支所生活環境課交通防犯係
塩原支所生活環境課生活係

☎0287(62)7127
☎0287(37)5104
☎0287(32)2939